

岐阜県立揖斐特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定
平成 29 年 4 月改定

いじめの定義

当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校の教育目標

地域社会の中で生き生き、伸び伸びと生活する児童生徒を目指すため、児童生徒がもつ可能性を最大限に伸ばし、可能な限り地域社会に参加していく基礎的・基本的な力を身に付けることができるよう、次のことをねらいとする。

- ・児童生徒一人一人の障がいの状態や特性、発達段階等に応じたきめ細い教育支援を行う。
- ・仲間や地域と共にたくましく、明るく生きる力を育む。
- ・児童生徒が主体的に社会参加するための必要な基礎的・基本的な知識や技能を培う。

道徳教育の重点目標

仲間と共に、生き生き伸び伸びと生活しようとする意欲と態度の育成

- ・仲間との触れ合いを通して、命を大切にする心、励まし合う心を育てる指導を充実する。
- ・社会のルールを身に付け、自己を見つめ、強く明るく生きようとする意欲を育てる。

関係法令等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・学習指導要領
- ・国・岐阜県の基本方針

いじめ防止のための基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、家庭や関係機関との連携を取りながら、いじめの防止等に努める。

いじめ防止等対策検討委員会

【学校関係者】
校長・教頭・事務長・各部主事、生徒指導主事・人権教育担当者・教務主任・特別支援教育コーディネーター

【外部委員】
弁護士・臨床心理士・PTA会長・地域代表

未然防止の取組

いじめ防止教育の充実

いじめを許さない校風の確立

- ・全教育活動を通じた指導
- ・全校集会を基盤とした「ひびきあいの日」の取組
- ・一人一人の障がいや特性を認め合う学級経営
- ・MSリーダーズ活動の取組（地域貢献・ボランティア精神の醸成）
- ・進路実現に向けた目的意識の育成
- ・情報モラル教育
- ・職員研修の実施

学校における人間関係の構築

いじめを生み出さない学校づくり

- ・学部会や職員会議での児童生徒情報の共有と、全職員での児童生徒の見守り
- ・教師と児童生徒との信頼関係づくり
- ・教育相談週間の充実（年間2回）
- ・いじめに関するアンケート実施
- ・個人懇談や連絡帳等を活用した学校と家庭との連携づくり

いじめ防止のための校内体制

いじめを見逃さない組織体制の確立

- ・いじめ防止対策委員会の設置
- ・生徒支援部、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターによる校内体制の支援
- ・ケース会議、支援会議
- ・人権教育推進委員会
- ・スクールカウンセラー等専門家の活用
- ・保護者、関係機関との連携
- ・職員の「報告・連絡・相談」体制

情報提供

本人・保護者からの訴え、教師の発見

情報提供

徴候発見・いじめ把握・早期指導

素早い対応

- ① 最悪を想定した対応
- ② 人権侵害との認識
- ③ 被害者保護の優先
- ④ 毅然とした指導
- ⑤ 集団改善の取組
- ⑥ 再発防止への配慮

事実の正確な把握

- ① いじめの対象
- ② いじめの構造
- ③ いじめの態様
- ④ 被害者の状況
- ⑤ 保護者の状況
- ⑥ 二次的な問題

指導方針の確認

指導体制の確立

事実関係の把握

関係者への指導・援助

被害者への支援

- ・心の支援を保障
- ・目に見える対応
- ・対応策の提示
- ・人間関係の改善
- ・課題解決の援助

保護者との連携

- ・保護者の心情の理解
- ・緊密な連携の確認
- ・本人への支援方法の協議
- ・学校の指導方法への理解

加害者への指導

- ・事実関係の確認
- ・相手への共感
- ・相手への謝罪
- ・保護者との連携
- ・法的責任についての確認
- ・加害に至る背景への対応

学校全体への指導

- ・毅然とした指導
- ・指導姿勢の明確化
- ・指導手順の遵守
- ・指導方法の工夫
- ・再発防止策の実行

外部機関との連携

- ・警察
- ・弁護士
- ・臨床心理士
- ・子ども相談センター
- ・医療機関
- ・市町福祉課